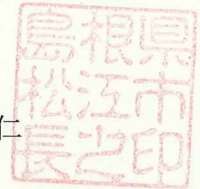


松江市告示第 128 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所
住所又は事務所の所在地 松江市八束町波入 2060 番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入
松江市が発行した書籍売却収入
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 4 月 1 日